

仕様書

1. 業務名

タイにおける長崎県産農産物のプロモーション業務委託

2. 業務の目的

本県農産物のさらなる輸出促進及び認知度向上を図るため、タイにおいて現地商社等に対するトップセールスを実施し、本県農産物等の魅力発信を行う。

3. 業務期間

契約締結日から令和8年3月6日（金）まで

4. 予算額

3,952,000円（消費税及び地方消費税額を含む）を上限とする。

5. 業務内容

（1）長崎県産農産物等の食のプロモーション

<概要>

タイでのトップセールスの一環として、現地の流通関係者や現地メディアなど50名程度を対象に本県産農産物等の食のプロモーションを実施し、本県の食や観光魅力発信及び販路拡大を図る。

<業務内容>

レセプションの企画・実施業務

実施時期：令和7年10月20日（月）14：30～16：30

時間は変更になる可能性があります。

実施場所：バンコク マリオットホテル スクンビット

（住所：2 Sukhumvit Soi 57, Klongtan Nua, Wattana, Bangkok）

会場費は、「1,250,000円」で積算すること。

参加者：輸出入事業者、現地メディア、長崎県関係者などを含む50名程度

内容：

（ア）運営全体の管理を行うこと。

・必要に応じて会場との調整を行うこと。

（イ）全体進行の司会及び通訳等のスタッフの手配を行うこと。

・通訳は、日本語とタイ語の当時通訳が可能な者とする。

- ・スタッフは受付、通訳、設営など役割分担を明確にすること。
- (ウ) イベント進行表(シナリオ・タイムスケジュール)を作成し、関係者に事前共有すること。
- (エ) プレゼンテーション資料については、日本語からタイ語への翻訳を行い、現地参加者が内容を正確に理解できるよう配慮すること。
- (オ) プレゼンテーションに必要な機材(パソコン、プロジェクター、スクリーン等)を準備し、会場に設置すること。加えて、事前に機材の動作確認を行い、当日の操作を行うこと。
- (カ) 案内状、会場装飾、立札、メニュー表等(タイ文字、漢字)の手配を行い、会場を設営・撤去すること。
 - ・会場レイアウト図においては、県と協議のうえ決定し、作成すること。
 - ・案内状の送付は、原則、受託者において実施する。
- (キ) タイ国内への影響力のある現地メディアやインフルエンサーを選定・招聘すること。選定にあたっては、県と協議のうえ決定すること。また、メディア等へプレスリリースを事前に配布し、情報提供を行うこと。

(2) 現地飲食店における長崎県フェアのプレビューイベント

<概要>

11月から12月にかけて現地飲食店で実施する長崎県フェアの事前イベントとして、「長崎和牛」や「水産物」などの県産品を現地メディア等に直接PRすることで、タイにおける本県食材の認知度を高め、消費拡大につなげる。

<業務内容>

長崎県フェアのプレビューイベント

の企画・実施業務

実施時期：令和7年10月19日(日)14:00～16:00

時間は変更になる可能性があります。

実施場所：JW マリオットホテル バンコク

(住所：4 Sukhumvit Road, Soi 2, Bangkok)

会場費は、「300,000円」で積算すること。

参加者：輸入事業者、現地メディア、一般招待客、長崎県関係者などを含む
50名程度

内 容：

- (ア) イベント全体の管理を行うこと。
 - ・必要に応じて会場との調整を行うこと。

- (イ) イベント進行の司会及び通訳等の手配を行うこと。
 - ・通訳は、日本語とタイ語の当時通訳が可能な者とする。
 - ・スタッフは受付、通訳、設営など役割分担を明確にすること。
- (ウ) イベント進行表(シナリオ・タイムスケジュール)を作成し、関係者に事前共有すること。
- (エ) プレゼンテーション資料については、日本語からタイ語への翻訳を行い、現地参加者が内容を正確に理解できるよう配慮すること。
- (オ) プレゼンテーションに必要な機材(パソコン、プロジェクター、スクリーン等)を準備し、会場に設置すること。加えて、事前に機材の動作確認を行い、当日の操作を行うこと。
- (カ) 会場装飾、販促資材等(タイ文字、漢字)の手配を行い、設営・撤去をすること。
 - ・会場レイアウト図においては、県と協議のうえ決定し、作成すること。
 - ・案内状の送付は、原則、受託者において実施する。
- (キ) タイ国内での影響力のあるメディア関係者やインフルエンサーを選定・招聘し、イベントの情報発信力を高めること。選定にあたっては、県と協議のうえ決定すること。
- (ク) 県産食材や長崎フェアの魅力を一般消費者へ伝えるため、効果的なPR媒体(例：SNS 広告、現地グルメサイト、インフルエンサー投稿等)を企画・選定し、フェアへの集客につながるPR活動を行うこと。

(3) 現地飲食店における県産いちごを活用した長崎フェアの開催

<概要>

本県産のいちごを活用した一般消費者向けのフェアを開催し、本県農産物等の認知度向上及び消費拡大につなげる。

<業務内容>

飲食店での県産いちごを活用したフェアの開催

実施時期：令和8年1月から2月

実施場所：タイ国内の飲食店

内 容：

- (ア) タイ国内でスイーツやデザートを主力とする現地飲食店を選定し、企画提案を行うこと。
- (イ) 具体的な実施時期、実施場所については、県と協議のうえ決定すること。
- (ウ) 県の意向を踏まえ、適宜、飲食店との調整を行うこと。

- (エ)メニュー開発やフェア期間に使用する県産いちごが滞りなく供給できるよう輸入商社等との調整について、具体的に企画提案を行うこと。
- (オ)県産いちごの魅力を一般消費者へ伝えるため、効果的なPR媒体(例:SNS広告、現地グルメサイト、インフルエンサー投稿等)を企画・選定し、効果的な集客促進、販売活動の提案を行うこと。
- (カ)県産いちごのシェフの評価や店舗スタッフからの消費者の反応について、ヒアリングを実施し、フィードバックを行うこと。

6. 業務の実施体制

- (1)業務全体を統括するための統括責任者を置くこと。
- (2)統括責任者は、業務執行に必要な要員を確実に手配し、確保すること。また、業務実施体制表を作成し、契約締結後速やかに県へ提出すること。提案者においては、県との連絡調整方法、打ち合わせの頻度等について明記すること。
- (3)統括責任者は、業務執行の進捗状況を常に把握し、事業の実施及びその他の事業に関連する事項にあたっては、事前に県の担当者と協議し、県担当者に実施状況と報告を求められた場合には、速やかに報告すること。

7. 業務完了報告

- (1)業務完了後速やかに、以下の書類を作成し、提出すること。

委託業務完了届 紙媒体 1部

実施報告書 紙媒体 1部及び電子媒体 1部

- (2)納品場所

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

長崎県 農林部 農産加工流通課 企画・輸出振興班

8. その他留意事項

- (1)受託事業者は、県の指示に従って本業務を実施するものとする。
- (2)受託者は、管理業務を除く業務の一部を再委託することができるが、その場合は再委託先の概要と責任者を明記の上、再委託する業務の内容を事前に書面にて提出し、県の承認を得なければならない。
- (3)県は本業務(再委託した場合を含む。)の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。受託者は、上記請求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に書面で

通知しなければならない。

- (4) 受託者は、委託業務の履行に当たり、第三者の著作権を侵害してはならない。
- (5) 受託者は、成果物(中間成果物を含む)を県に提出した日をもって、成果物に係る著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。)を県に無償で譲渡するとともに、以後、著作者人格権(著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する権利をいう。)を主張しないものとする。
- (6) 制作した動画等の中で、既に他の者が著作権を持つ素材等が含まれている場合にあっては、受託者において期限の制限なく承諾を得るとともに、これらに係る必要経費は受託者の負担とすること。
- (7) 本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら長崎県の責に帰する場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。
- (8) 動画等の制作にあたり、使用する素材に人権問題等の不適切な表現等がないか確認を行うこと。また、文化的多様性や公平性に配慮した内容とすること。
- (9) 受託者は、本業務(再委託した場合を含む。)を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
- (10) 受託者は、本業務の関係書類等を整備・保管し、必要に応じて行う書類の提出や実施検査等に協力すること。
- (11) 電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフトにより検査した上で納品すること、納品物が納品時点でウイルス感染していることにより、県又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復、及びその他賠償等について対応すること。
- (12) 本業務について、この仕様書に記載されていない事項その他疑義が生じた場合は、県と協議のうえ決定する。